

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人南都栄寿会(以下「法人」という。)の定款第 21 条に規定する役員報酬の支給に関して必要な事項を定めるものである。

(決定機関)

第2条 役員報酬は、評議員会において決定する。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、原則として、月額基本報酬とする。

2 法人の就業規則に基づき、職員として雇用され、且つ、給与の支給を受けている役員に対しては、いかなる役員報酬も支給しない。

(月額基本報酬)

第4条 月額基本報酬は、次の役員に対して支給する。

(1) 理事長 相応額

2 第1項に従い支給する報酬の上限は、年間 5,880,000 円とする。

(報酬の支給)

第5条 役員報酬は、毎月末(その日が休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日)とし、その月額を支給する。

2 前項の報酬は、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を当該役員に振込によって支払う。

附 則

この規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。